

令和5年6月14日

事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地の変更について

産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第21条の20第2項の規定に基づき、事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する届出があったので、同条第3項の規定に基づき、公示する。

1. 株式会社みずほ銀行が事業適応促進業務を行う営業所又は事務所の所在地

（1）変更事項

営業所又は 事務所の名称	変更前	変更後	変更年月日
大阪北摂法人部 茨木オフィス	大阪府茨木市双葉町 9-1	廃止	令和4年9月5日
京都法人第一部 伏見オフィス	京都府京都市下京区四条通烏丸東入長刀鉾町 20	廃止	令和5年2月13日
武蔵小杉法人部 あざみ野オフィス	神奈川県横浜市青葉区あざみ野 2-1-3	廃止	令和5年2月24日
調布法人部 府中オフィス	東京都府中市府中町 1-1-2	廃止	令和5年2月24日

（2）変更の理由

営業所の廃止に伴うもの